ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成二八年軽油重量車基準に適合すること。

②　平成二一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成二一年軽油重量車基準に適合すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇五を乗じて得た数値以上であること。

(7)　(四)及び(1)から(6)までの適用を受ける自動車以外の自動車　一〇〇分の三

(六)　道府県は、環境性能割額に相当する額の一〇〇分の四七に相当する額を、当該道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付することとした。（第一七七条の六関係）

(七)　自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）に対して課する種別割の標準税率を次のとおりとすることとした。（第一七七条の七関係）

(1)　総排気量が一リットル以下のもの　年額　二万五、〇〇〇円

(2)　総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの　年額　三万五〇〇円

(3)　総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの　年額　三万六、〇〇〇円

(4)　総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの　年額　四万三、五〇〇円

(5)　総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの　年額　五万円

(6)　総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの　年額　五万七、〇〇〇円

(7)　総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの　年額　六万五、五〇〇円

(8)　総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの　年額　七万五、五〇〇円

(9)　総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの　年額　八万七、〇〇〇円

(10)　総排気量が六リットルを超えるもの　年額　一一万円

(八)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一〇関係）

(九)　(五)(1)ロ及び(五)(2)ロに掲げる自家用の乗用車については、当該自家用の乗用車の取得が平成三一年一〇月一日から平成三二年九月三〇日までの間（以下「特定期間」という。）に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一〇関係）

(一〇)　道府県知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一一関係）

(一一)　自家用の乗用車に対する(五)(4)ロ、(五)(5)ロ及び(五)(7)の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、(五)(4)ロ及び(五)(5)ロの「一〇〇分の二」とあるのは「一〇〇分の一」と、(五)(7)の「一〇〇分の三」とあるのは「一〇〇分の二」とすることとした。（附則第一二条の二の一二関係）

(三)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から一、〇〇〇万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(三)　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から六五〇万円（乗車定員が三〇人未満のものは、二〇〇万円）を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(四)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から一〇〇万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(五)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか二以上を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三一年一〇月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から五二五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(1)　車両総重量が五トン以下のバス等であって、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2)　車両総重量が五トンを超え一二トン以下のバス等であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

(3)　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

(六)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、(1)から(3)までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成三一年一月一日から平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、(4)に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成三一年一〇月一日から平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三五〇万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(1)　車両総重量が五トン以下のバス等であって、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの